

報道関係者 各位

平成 28 年 4 月 22 日

【照会先】

宇都宮労働基準監督署

副署長 大貫 重範

(電話) 028(633)4252

宇都宮地区労働災害防止団体連絡会議を開催

平成 28 年 4 月 20 日、宇都宮労働基準監督署（署長 濵谷健一）は、宇都宮第 2 地方合同庁舎（宇都宮市明保野町 1-4）において、管内の労働災害防止団体を招集して宇都宮地区労働災害防止団体連絡会議を開催、労働災害防止の徹底を呼びかけた。

1 濵谷健一署長の挨拶（要旨）

宇都宮署管内（宇都宮市、さくら市、那須烏山市、高根沢町、那珂川町）の平成 27 年の休業 4 日以上の労働災害は、前年比 5.6 % 減の 472 件であったが、平成 28 年 3 月末現在は、前年同期比 38.1 % 増の 87 件で、著しい増加状態であること。平成 28 年 4 月 20 日現在の当署管内の死亡災害は 3 件で、既に平成 27 年 1 年間の死亡災害と同数に至っていること。

以上の現状から、各団体において、死亡災害ストップ、労働災害防止のため積極的な取組をお願いした。

2 会議の概要

（1）出席団体

17 団体

（2）会議の内容

管内の主要産業別の労働災害の現状や経験年数半年未満の労働者の災害がほぼ倍増していること等を報告した上で、災害の原因に、安全意識や危険に対する意識の低下が認められることから、各団体において、「宇都宮労働基準監督署管内『安全文化』推進運動！」（別添資料 1）の取組・推進について協力を求めた。

（3）「宇都宮労働基準監督署管内『安全文化』推進運動！」の主な内容

- 周知啓発ポスターの活用（資料 1 別添 1）
- 「安全行動宣言」の活用（資料 1 別添 2）
- 「安全衛生『塾』」の開催（資料 1 別添 3）
- ヒヤリ・KY アセスメント運動（※宇都宮労働基準監督署の造語）（資料 1 別添 4）
- 「安全の見える化」（資料 1 別添 5）
- 職場の定期点検用チェックリストの活用（資料 1 別添 6）



『安全文化』推進運動！

・趣旨

- 各労働災害防止団体等並びに管内各事業場が安全対策に係る特段の『運動』を展開し、死亡重大災害の撲滅を図るとともに、労働災害の発生を大幅に減少させること。
- 主唱者・主催者・後援者は、管内各事業場が行なう日常の労働災害防止活動を応援し、事業場の安全衛生を担当する管理者等に必要な知識を付与するため、教育講習会を開催すること。
- 当該運動に参加し、労働災害の撲滅を目指して活動を展開し、「平成28年度無災害」の達成事業場等を表章・公表することで、管内各事業場の安全管理活動の推進と当該運動への参加事業場の企業価値（安全ブランド）の向上を図ること。

・スローガン

安全文化を構築し無災害を達成しよう。

※『安全文化』とは

組織の安全の問題が、なものにも勝る優先度を持ち、その重要度を組織及び個人がしっかりと認識し、しかも自然に取ることのできる行動様式の体系である。

・期間

平成28年4月1日～平成29年3月31日

・主唱者

宇都宮労働基準監督署

・主催者

一般社団法人 宇都宮労働基準協会

・後援者(25団体)

建設業労働災害防止協会栃木県支部宇都宮分会
建設業労働災害防止協会栃木県支部烏山分会
陸上貨物運送事業労働災害防止協会栃木県支部宇都宮分会
陸上貨物運送事業労働災害防止協会栃木県支部宇都宮中央分会
陸上貨物運送事業労働災害防止協会栃木県支部宇都宮東分会
林業木材製造業労働災害防止協会栃木県支部宇都宮分会
林業木材製造業労働災害防止協会栃木県支部烏山分会
林業木材製造業労働災害防止協会栃木県支部那珂川分会
宇都宮労働基準監督署管内ゴルフ場労働災害防止協議会
宇都宮労働基準監督署管内木造家屋建築事業災害防止協議会
宇都宮地区プレス災害防止協議会
宇都宮食品製造業災害防止協議会
宇都宮地区ゼロ災運動研究会



大谷石材安全協議会

一般社団法人清原工業団地総合管理協会安全衛生委員会

一般社団法人宇都宮工業団地総合管理協会安全衛生委員会

瑞穂野工業団地協同組合

宇都宮卸商業団地協同組合

富士見台工業団地工場連絡協議会

白沢工業団地協同組合

喜連川工業団地工業会

蒲須坂工業団地連絡協議会

宇都宮電設会教育安全委員会

宇都宮地区THP推進協議会

宇都宮労働基準監督署管内商業労働災害防止協議会

・実施者

宇都宮署管内全事業場

・実施事項

1 気運の醸成・意識の向上のため

主催者は、安全文化推進運動のポスターを作成・掲示し、平成28年6月に「産業安全大会」、9月に「労働衛生大会」を開催します。

「全国安全週間」等における各労働者による「安全行動宣言」の取り組みを推奨し、様式等を提示します。



ポスター・デザイン(上)

安全行動宣言(左)

2 関係団体等における推進のための連絡会議の開催

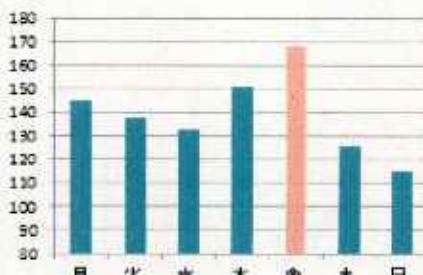
管内の労働災害防止団体等連絡会議を適宜開催し、意見・情報交換を行います。

昨年発足した「商業労働災害防止協議会」を中心に第三次産業における労働災害防止の方策等について協議します。

3 安全安心な職場作りの形成のために

災害の実情を分析して適切な時期(安全週間、労働衛生週間、年末年始、熱中症予防、水曜日一齊点検等)での職場の一齊点検、巡視、安全ミーティングなどの実施を提案し、定時的な活動を推奨します。

災害が発生した事業者に対してその結果を対策書として提出を求めるにより、同種災害の再発防止に繋げるとともに、運動の趣旨、内容を理解して頂き、運動への積極的な参加を促します。



商業での曜日別災害発生状況

4 安全衛生委員会の活性化等活動強化のために

主催者は、昨年に引き続き「安全衛生『塾』」を開講します。

リスクアセスメントの具体的な導入手順等について個別相談に応じる相談窓口を開設することに加え、「ヒヤリ・HYAアセスメント」について、導入手順等について提案します。

平成27年12月1日に施行されたストレスチェック制度を円滑に進めるために、事業場、産業医の理解のための情報提供を行います。さらに、「有害物質対策」「過重労働の防止対策」「心の健康づくり計画の策定」「休業した労働者の職場復帰プログラムの作成」を周知する等により対策の推進を図ります。

「安全衛生『塾』の予定
熱中症災害防止、高齢者労働者災害防止、その他の労働災害の発生状況や法令改正の内容に即したもの

5 参加事業場への報奨

運動に参加し、平成28年度(4月1日から3月31日まで)に無災害を達成した事業場に対し、事業者からの申請によって、宇都宮労働基準監督署長の「無災害記録証」を交付します。

なお、当該「無災害記録証」を交付された事業場の事業場名は、宇都宮労働基準協会ホームページ等にて公表します。

安全・安心な職場の実現に向け、職場に潜む危険や安全衛生活動などを見える形にする取り組み「安全の見える化」を推奨し、取り組み事例を収集します。なお、収集した事例のうち好事例については、その取り組み内容及び事業場名をホームページ等にて公表いたします。



安全見える化事例(上)
無災害記録証(左)

6 運動の周知・広報

主催者は、当該運動に関連した一齊点検等の点検表・ロゴマーク等の原案を作成し、提示します。

当該運動に関する実施要項及び「安全衛生『塾』」のプログラム及び募集要項等の関連文書を栃木労働局(宇都宮労働基準監督署からのお知らせ)及び宇都宮労働基準協会のホームページに掲載する等、インターネットを活用した周知・広報を図ります。

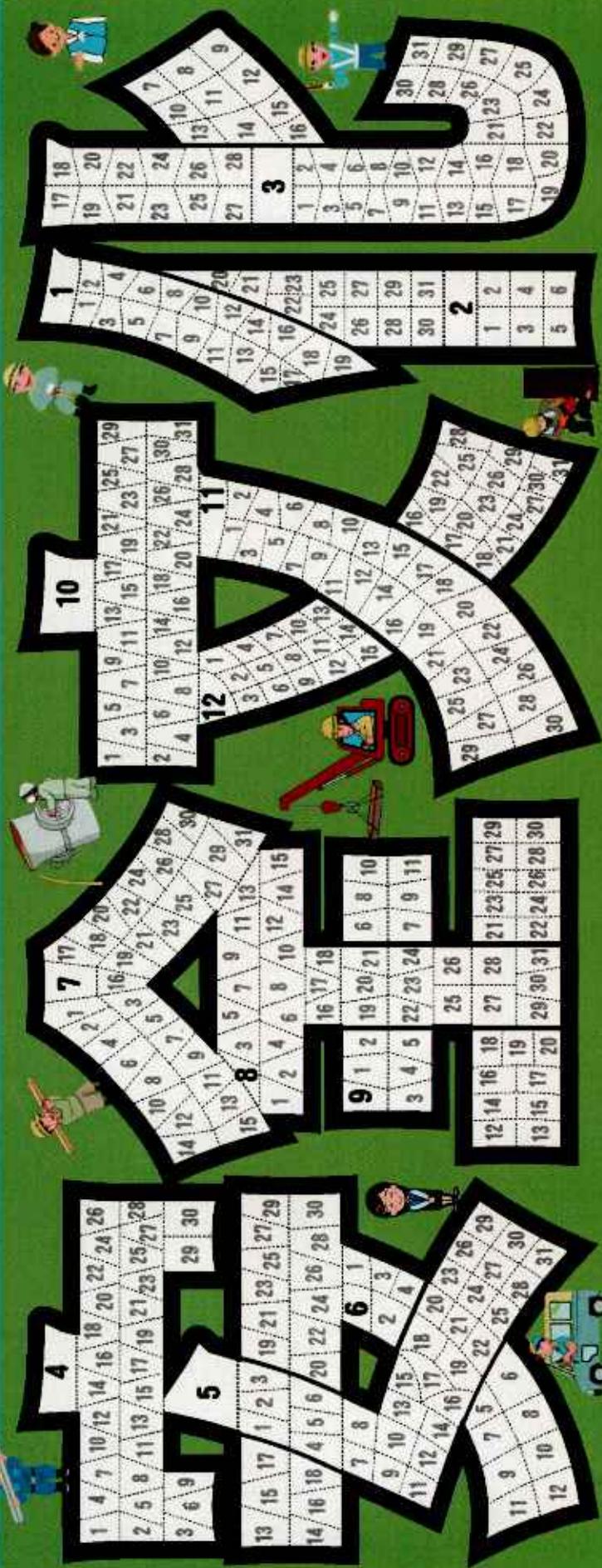


ロゴマーク(上)
イメージキャラクター(右)

平成28年4月1日～平成29年3月31日

文化安全運動 推進運動！

安全文化を構築して ゼロ災へGO 無災害を達成しよう



卷之三

林業不當管理、水土保持工程不足，導致水土流失，造成山洪暴發，淹沒農田、道路、房屋，甚至造成人命傷亡。因此，我們要加強對森林的管理，採取有效的水土保持措施，減少水土流失，降低山洪暴發的風險。

会員登録：一般社団法人 宇都宮市議会

4月度
店長



掲示日平成28年4月1日

『安全行動宣言』

労働災害防止のため私はこうします！

商品の保管場所と、積める高さを表示することにより整理整頓を徹底します。

※【商品の保管管理徹底】などの書き方ではなく、「バックヤードにおいて商品が通路に置かれていないか、荷崩れを起こすような積み方をされていないかを確認します！」など、具体的に、誰でもわかりやすい表現とし、また、店長自らがそれを実行していることを、すべての従業員が確認できるような内容にしましょう。従業員一人一人があなたの行動を見ています。

店名
店長

(自署で署名しましょう)



基本方針

整理整頓を徹底することにより転倒災害の撲滅をする。

※社長あるいは会社の方針として定まっている安全衛生に関する基本方針を記入しましょう。

・宣言内容を吟味し、毎月更新することが望まれますが、店舗によっては1箇月を超える適切な期間ごとに更新することも有効です。



『安全行動宣言』

労働災害防止のため 私はこうします！



【宇都宮労働基準監督署・宇都宮労働基準協会・管内各労働災害防止団体】

基本方針

※会社・現場の基本方針を記載しましょう。



家族や大切な人の写真を貼りましょう。

別添3
平成28年度 宇都宮労働基準監督署管内『安全文化』推進運動！

「安全衛生『塾』」

日 時	内 容	会 場 予定人数	対 象	講 師 等	備 考
6月29日(水)	熱中症災害防止	50名	全業種	専門講師	
8月	ストレスチェック制度 実施事務従事者（企業内担当者）向け	50名	全業種	監督署 専門講師	
9月	中高年齢労働者災害防止	50名	全業種	監督署 専門講師	
11月	詳細未定	50名	全業種		

ヒヤリ・KYアセスメント運動で 今日から危険ゼロへ



「ヒヤリ・KYアセスメント運動」とは、
ヒヤリとしたときや、ハットしたとき、毎日のKYなどで、
万に一つでも起こるかもしれない危険要因（危険の芽）を、
そのままにして災害に結びつかせないために、

危険の芽に気がついた
働く人、管理者、安全衛生のスタッフ、そして事業主が
その場で危険の見積もりをして、
即座に災害防止活動の具体化を図る
災害防止運動のことです。

(注 「ヒヤリ・KYアセスメント」は宇都宮労働基準監督署の造語です)

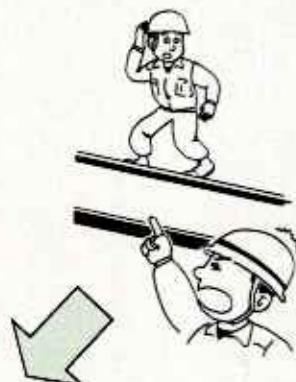
災害事例
ヒヤリハット



KY活動
工程打ち合わせ



現場巡視
パトロール



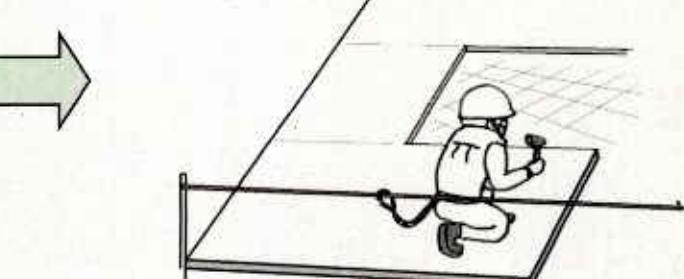
ヒヤリ・KYアセスメントシート

その場では完全な対策ができなくても、どのランクのリスクか明らかにして残す。

安全衛生委員会等



対策の実行



リスクの評価
対策の検討

全員参加の「ヒヤリ・KYアセスメント運動」に向けて

ステップ1 なにが危険の芽か考えてみよう！

職場における拾い上げたい危険の芽は何があるでしょう？
単に災害の発生要因ということでなく、職場の状況に見合った危険の芽を定義しましょう。

危険の芽については災害防止という観点だけではなく、事業活動、あるいは個人の活動を阻害する要因と考えれば広くとらえることができます。
例えば商業、飲食店などは顧客に対するサービスの低下、あるいはコンプライアンスなど、事業者の目ではとらえきれない危険の芽を、みんなの目で拾い上げることも有益です。

【危険の芽の例】

働く人の災害発生のヒヤリハット・KY
顧客のクレーム・サービス低下、コンプライアンス、個人情報の管理、物損・経費節減、パワハラ・セクハラ…

重大性については、場合によっては作業を中断する決断も必要とします。決定に当たっては必ずトップが参画しましょう。可能性は、実際に発生したものは、レベル3を基準として、あいまいなものについてはトップが重大性を考慮して決定しましょう。

ステップ2 重大性と可能性の見積もりをしよう！

ステップ1で定義した危険の芽にダメージを考慮して、重大性のランクを見積もりましょう。
可能性に関しては、難しく考えずにわかりやすく決めましょう。

【重大性の例】

レベル3
休業を伴う労働災害、顧客のクレーム、コンプライアンス、個人情報漏えい

レベル2
休業を伴わない労働災害、物損

レベル1
赤チン災害、作業所内の連絡体制、経費節減

【可能性の例】

レベル3
頻繁に起きる（実際に起きたもの）

レベル2
起こりにくい（未然に防げたもの）

レベル1
可能性だけ

ステップ3 発生時の対応を考えてみよう！

重大な災害が発生した時など、ただちに対応を必要とするものがあります。重大性と可能性のレベルでかけ算をして、対応の緊急性を決めましょう。

評価総合点と対処のレベル

レベル9
作業を中止し、直ちに対策を協議して実施する。

レベル6
管理者間で速やかに対策を講じる。

レベル4～3
定例会議（安全衛生委員会等）の場で計画的に対策を講じる。

レベル2
一定時期において対策の検討する。

レベル1
必要に応じて対策を検討する。

特定の作業、危険の芽の定義などで事例がたくさん集まるようなら次のステップへ！
リスク評価入りの作業標準書、マニュアルを作成して漏れのない管理をしましょう！



ヒヤリ・ＫＹアセスメント 参考様式				
登録年月日	平成 年 月 日 ()			
所属（課・係・班）名	役職氏名			
関係する作業内容				
ヒヤリハット・ＫＹの内容	重大性	可能性	総合点	
対策会議（ 安全衛生委員会 ）	実施日平成 年 月 日 ()			
参加者（職氏名）				
ヒヤリハット・ＫＹの内容の対策	重大性	可能性	総合点	
見直し時期 平成 年 月 日 ()	可能性			
重大性				
レベル3				
レベル2				
レベル1				

災害やヒヤリハットが発生した日、KYでの提案、現場巡視などで発見された際に作成しましょう。

ヒヤリ・ＫＹアセスメント 参考様式（記載例）

登録年月日	平成28年4月1日（月）		
所属（課・係・班）名	薬剤課	役職氏名	販売員 ○△美子
関係する作業内容			
紙おむつの収納作業			
ヒヤリハット・KYの内容 紙おむつを棚の上段に入れようとしたら際にはかなかつたため、椅子（キヤス）で上げようとし、椅子が動いてバランスを崩して転落した。 発見された事例は安全衛生委員会等の場に集約します。	重大性 3	可能性 3	総合点 9
対策会議（ 安全衛生委員会 ）	実施日 平成28年4月14日（月）		
参加者（職氏名） 店長 ○×弘 ヒヤリハット・KYの内容の対策 棚の上段に荷物を入れる際には専用の踏み台を使用する。専用の踏み台は○○ 店舗の○○に置くこととし、棚の表面にその旨表示する。	重大性 3	可能性 2	総合点 6
見直し時期 平成28年5月14日（月）	可能性 レベル3 頻繁に起きる（実際に起きたもの） レベル2 起こりにくい（未然に防げたもの） レベル1 可能性だけ（対策済みのもの）		
重大性・可能性のレベルの例示を入れましょ。決め方はステップ2を参照して下さい。	重大性リスク（総合点1を除く）がある場合は、次回の見直し時期（安全衛生委員会等開催日）を入れましょ。		

重大性・可能性はステップ2を参考に、総合点はステップ3を参考に決めます。
参考はなるべくトップが決定するのが望ましいでしょう。

検討して対策後の評価を入れます。通常は重大性は変わりません。

残存するリスク（総合点1を除く）がある場合は、次回の見直し時期（安全衛生委員会等開催日）を入れましょ。

平成 28 年度宇都宮労働基準監督署管内『安全文化』推進運動！

「安全の見える化」活動実施要綱

1 趣旨

事業場における自主的な労働災害防止活動の促進に資するとともに、好事例を公表することにより、他の事業場においても当該事例を導入することを可能とすることを通じ、管内事業場全体を安全・安心な職場とすることを目指す。

2 安全の見える化とは

危険・有害性については、通常、視覚的・数量的にとらえられないものがあるが、それらを可視化（見える化）することにより、職場に潜む危険や安全に関する情報を積極的に見える形にすることをいう。

3 申請の対象となる事案

申請の対象となる事案として例示すると、以下の事案等が考えられるが、例示に当てはまらない事案であっても、幅広く申請の対象とする。

(1) 「設備」「危険場所」「危険作業」に関する見える化

- ・機械・器具・その他の設備等の危険を見える化する取組
- ・爆発性の物・発火性の物・引火性の物等の危険を見える化する取組
- ・墜落・転落、転倒、挟まれ・巻き込まれ、切れ・こすれ等の危険場所を見える化する取組

(2) 「掲示物」等による見える化

- ・危険物・有害物等の有無を見える化する取組
- ・化学物質、粉じん等の有害性を見える化する取組
- ・危険有害物等のばく露防止方法等を見える化する取組
- ・電気・熱等による危険を見える化する取組
- ・腰痛防止、熱中症防止対策等を見える化する取組

(3) 「配布物」による見える化

- ・メンタルヘルス、過重労働による健康障害防止等の健康管理情報を見える化する取組
- ・安全衛生に関するわかりやすい資料・知識・情報等を見える化する取組
- ・リスクアセスメントの実施内容を見える化する取組

(4) その他

- ・5S（整理・整頓・清掃・清潔・躰）を見える化する取組

4 申請方法

申請手続きは、様式1号に、「見える化」した内容が分かる写真等を添えて、宇都宮労働基準監督署に書面により提出する。

5 その他

好事例については、その内容を宇都宮労働基準監督署等のホームページに掲載することがある。

なお、取組内容、事業場名を公表する場合には、事前に申請者の同意を得るものとする。

安全の見える化 事例

()監督署

事業場名 業種								
	<input type="checkbox"/> 製造業	<input type="checkbox"/> 運輸交通業	<input type="checkbox"/> 商業	<input type="checkbox"/> 接客娯楽業	<input type="checkbox"/> 建設業	<input type="checkbox"/> 貨物取扱業	<input type="checkbox"/> 保健衛生業	<input type="checkbox"/> その他の業種
「見える化」実施事項	<input type="checkbox"/> 安全衛生管理体制の見える化 <input type="checkbox"/> 安全衛生活動の見える化 <input type="checkbox"/> 安全衛生情報の見える化				<input type="checkbox"/> 危険を防止するための見える化 <input type="checkbox"/> 健康障害を防止するための見える化 <input type="checkbox"/> リスクアセスメント等の見える化			
事例の概要 (特徴・着眼点・経緯等)								
事例・写真等								
	<input type="checkbox"/> 別添							
公表の許諾	事業場名	許・否	事例内容	許・否				

公表を承諾していただいた事業場には事前に担当者様にて最終確認をしますので下記項目に必ず記入してください。

御名前	
部署名	
連絡先	

リスク管理で危険の芽の絶やし

重点リスクチェックリスト(例)

点検年月日 平成 年 月 日 点検者氏名

重点点検項目	点検対象	点検内容	点検結果	改善確認
		作業場所の墜落危険箇所のひろい出しに努めましょう。		
1. 墜落危険箇所の安全点検	足場、架設通路、仮設の階段、作業構台など	作業場所が確保されているか、足場板等は固定されているか、通路が確保されているか、手すり囲いなどの設備があるか		
	階段、踊り場、高所にある作業場所、通路、材料置場、窓付近	手すり囲いなどの設備があるか、床面の滑り止めがされているか、階段・通路にものが放置されていないか、危険箇所の立入禁止		
	脚立、踏み台、はしご	機器に損傷はないか、設置している床は平らか、緊結などして使用しているか		
	手すりを乗り越えての作業、窓際での臨時作業など	墜落危険の伴う作業のひろい出し、有効に安全帯、命綱が使われているか、		
	機械の加工点における安全対策の見直しに努めましょう。 トラブル等非定常作業時の作業マニュアルの作成に努めましょう。			
2. 機械関係の安全点検	電動機、携帯用電動機械、切削機械、加工用機械設備、プレス、木工機械、動力伝達設備のベルト部分、溶接機、など	回転部分や危険限界に囲い、カバーがされているか、		
		機械の異常についての点検、点検結果記録作成、速やかな補修がされているか、点検修理時には機械を停止して行う手順か、		
		プレス、木工機械などの作業主任者の配置と職務が励行されているか、溶接作業の資格の確認と不安全作業がなされているか、		
		感電のおそれがないか、被覆等が破損しているところがないか、アースがされているか、		
		機械設備の可動、移動範囲における「はさまれ」危険箇所のひろい出しと対策に努めましょう。		
3. クレーン・建設機械等作業の安全点検	移動式クレーン、クレーン等荷役運搬機械、ドラグショベル等建設機械、フォークリフト、トラックその他運搬機械、簡易リフト等	必要な資格を持っているものが運転業務についているか、運転者に安全教育がされているか		
		年次点検、月次点検、始業開始前の点検が行われているか、異常箇所がないか、修理がされているか		
		事前に走行経路、使用の方法等について関係者で打ち合わせがされているか、使用する場所の状況は安全か、		
		接触のおそれのある危険区域を決めて表示をしているか、誘導者の配置がされているか		
		自動車運転者に対する危険予知能力の向上を図るため、安全教育に努めましょう。		
4. 交通事故防止の安全点検	運転者の健康管理	健康診断の実施、適正な労働時間休憩時間の確保がされているか		
	車両の点検整備	自動車点検基準による点検がされているか、過重な積載をしていないか		
	安全教育の実施	走行経路について危険箇所の抽出とその対策がされているか、携帯電話の使用の注意が徹底されているか、定期的な安全教育を受講させているか		
	事業内管理体制の確立	交通労働災害防止担当者は選任されているか、無理な運行計画がされていないか、通勤交通災害を含め教育指導を実施しているか		